

## 第12回 MoF・NGO 定期協議議事録

日時：2000年7月10日（月）15：00-17：45

場所：財務省第3特別会議室

議題：

- 1.ADB 総会フォローアップおよび ADF 増資
- 2.中国貧困削減プロジェクト（世銀）
- 3.インドネシア電力公社（PLN）の債務処理・汚職問題について
- 4.国際協力銀行（JBIC）の社会・環境ガイドラインの策定に向けて
- 5.輸出信用機関共通のガイドラインに向けての具体的な動き
- 6.ナムトゥン2ダムについて
- 7.債務削減および IMF・世銀改革（ESAF の evaluation について）

出席者（順不同、敬省略）：

### 【財務省国際局】

開発機関課：木原、和家、斎須、天野、米田、槇、山下

開発政策課：玉木（機関課長兼任）

開発金融課：神田、佐東、前沢

### 【NGO】

井上、高橋（アジア太平洋資料センター）、高瀬（アフリカ日本協議会）、苑原（大東文化大学）、古沢（国学院大学）、松本、本山、岡崎（地球の友ジャパン）、川上（日本インドネシア NGO ネットワーク）、小林（チベット問題を考える会）、内田、松原（名古屋 NGO センター）、松本（メコン・ウォッチ）、土井（ADB 福岡 NGO フォーラム）、神田（ODA 連絡会）、川村（神戸女学院大学）、後藤（ミラレパ基金）、寺島（ジュビリー2000 福岡）、俵（熊本 YWCA）、石田、大賀、足立、マッキントッシュ、倉戸（「環境・持続社会」研究センター）

配付資料：

### 【財務省】

- ・ Export Credit And The Environment: Work Plan (OECD)
- ・ Possible Time Line of HIPC Initiative Country Documents
- ・ ADB 総会のフォローアップに関する ADB からのレター
- ・ タイ、サムットプラカン汚水管理プロジェクト（ADB 融資）に関する ADB からのレター
- ・ タイ、サムットプラカン汚水管理プロジェクト ミッションのメモ（6/19-28）

### 【NGO】

- ・ Impacts of Presentation at Conference on "Accounting for Development", June 23-24, 2000. University of Sydney

## 1. ADB 総会フォローアップおよび ADF 増資

松本悟：

ADB の年次総会のフォローアップと 9 月に沖縄で行われる ADF の最終交渉を前にという 2 つのポイントで意見ならびに質問をさせていただきたい。今日資料を 2 ついただいたが、これを事前にみていないので、質問が重複しているかもしれない。

チェンマイの ADB 年次総会では、タイの 38 の主に民衆組織、PO から 3 つの問題がだされた。クロンダン汚水処理施設問題、農業セクタープログラムローン、社会セクタープログラムローンという ADB の案件について、最大で 4000 人ほどのデモがつけられ、総会会場前で示威行動が行われたことは出席された方には記憶に新しいかと思う。それに対して ADB は、担当者の決定、過去のレビュー、ミッションの派遣という約束をされたと記憶している。

特にクロンダンの問題については、私の理解では 6 月 22 日に担当者が現地を訪問しているということ、また対環境保全基金を通じてツーステップローンを出している JBIC も担当課長がバンコクで NGO や住民代表らと話し合いをもったと認識している。そのうえで 3 点お伺いしたい。

まず 1 点は、反対派の住民・タイの NGO から話をきいているという前提であるが、6 月 30 日付けの ADB のレターでは、ADB のミッションであるジャクソン氏が派遣されたときに、メディアともコンタクトをとり、反対派住民ともコンタクトをとったと書かれているが、私の認識では事前にマスメディアや反対派の住民に知らせたのは NGO であり、ADB から連絡はなかった。ジャクソン氏は現地にメディアがいたことに大変憤慨し、さらに反対派のグループが ADB 批判のバナーをもって 300 人ほど集まってくるのをみて激怒したと私には伝わってきている。この質問書にも書いているクロンダンの汚水処理施設の問題については、あらかじめ、たとえば技術セミナーが開かれたときに現地住民はよばれていなかったが、住民自身が問題を感じて何とか参加するためにそこにおしかけたといういきさつがあった。それを ADB は住民参加があったと言っている。住民たちが自分たちで情報を獲得し、自分たちの意向を伝えるに ADB に来たということ、ADB が住民参加を促して、非常にトランスペアレントな形でやっていると伝えられていることは遺憾である。結果として、反対派住民がジャクソン氏と会うことができたし、メディアもカバーした。結果としては非常に透明性が確保されたと思う。しかし、それは必ずしも ADB の努力によるのではなく、NGO や PO や反対派住民の努力によってなされているという点については、ここで改めて申し上げておきたい。そのうえで、貧困削減戦略の柱である住民参加について、こういう姿勢を ADB がいまだにしていることに対して非常に不信感をもっている。こちらとしては ADB に対して常に耳をそばだてていないと次に ADB が何をするのかわからないという不信感にもつながり、これはひいてはチェンマイであったようなお互いにとってある意味では不幸な対立関係につながってしまうのではないかと思う。この点について ADB 側から積極的に情報を現地に対して開示してほしい。

今回、ミッション報告がウェブサイト出ているということだが、それについても今後ともお願いしたい。ADB 総会の際にはこれをタイ語で出していたので、できるだけそういう努力を続けていただければと思っている。また、メコンウォッチでは ADB にクロンダンの事前調査、フィージビリティスタディの情報公開を求めてきたが、まだ何のコンタクトもいただけていない。これについても公開をお願いし

たい。ご承知の通り環境影響調査がこのプロジェクトでは行われていないので、そのあたりを把握するためにはこのフィージビリティスタディあるいは IEE という簡単な環境評価のレポートが重要になってくるので、そうしたプロジェクトドキュメントの公開をお願いしたい。

2点目は、どれくらい JBIC の動きを大蔵省が把握しているか存じ上げないが、クロンダンについてはタイ環境保全基金を通じて円借款が供与されている。この件については JBIC ともいくつか NGO が会談を続けている。JBIC によると、プレッジしているおおよそ 70 億のうち、まだ 3 分の 1 程度しかディスパースされていないそうである。このプロジェクトは事前の EIA は IEE という簡潔なものしか実施されていないと理解しており、現在タイ政府が詳細な調査をしていると聞いている。この際、このプロジェクトの残りのディスパースを当面凍結し、施設の建設工事も一時中断して、十分な EIA をするべきだと私どもあるいは現地住民は考えているが、大蔵省としてはどのような対応をされるのか。

3点目は、クロンダンについてはこのように ADB もいろいろすすめているが、他の農業セクターローンや社会セクターのプログラムローンについてはいったいどのような動きになっているのか。ADB から情報がでてきていないので、今後どのような調査、再検討していくのかを教えていただきたい。

そして、2点目の ADF 第 8 次増資についてだが、伺っているところでは 9 月の 6 ~ 7 日に沖縄で開催され、そこでほぼ終結するときいている。6 月の 22 ~ 23 日にシドニー大学で「ADB とメコン河開発」というテーマで国際シンポジウムがあり、ラオスのトゥンヒンブンあるいはナムソンダム、ベトナムのサセン 3 やセサン川流域で ADB が調査した一連のダムなどについて、現地の NGO、コンサルタントあるいは大学調査チームからかなり厳しい批判がだされていた。具体的な批判については別添資料でお渡しした。ADB は貧困削減戦略をオーバーアーチングゴールとして ADFVIII を進めようとしているが、少なくともこうした問題プロジェクトでは、ADB のプロジェクトが貧困層の生活の糧をうばっていることはまぎれもない事実である。その確率が例えば全体の 10% ぐらいだという議論を ADB はされるが、その 10% の人々にとっては 100% の失敗であり、特に貧困層の生活の糧を奪っているということは ADB のオーバーアーチングゴールにてらしても深刻な問題である。従って、当初計画していたような効果がなかったといういわば無駄遣いのプロジェクトと違い、こうした予測できない被害を社会経済に与えた、しかも社会的、経済的に脆弱な立場にある人に対して及ぼしたプロジェクトが、今もあがってくること自体非常に大きな問題だと考えている。こうしたことについて、日本政府は ADFVIII のなかでおそらく最大ドナー、ADF 全体の 30% 以上を日本がだすと理解しているので、そういうなかで日本としてどのようなイニシアチブをとり、今後 ADF を通じてそういう問題が起こらないようにするためにどのような工夫が為されるのかということについて最後に伺いたい。

MOF 和家：

まずアジ銀のミッションの資料について、英文のペーパーをお手元にお配りしている。これを私が入手したのは金曜日（7月7日）の夕方なので、どういう回答があったのか、まだなんともいえないが、これを読んでいただいて、タイ側の NGO と協議していきながら、コメントや改善点があれば言っただければと思う。

サムットプラカンのプロジェクトについてはかなり詳細なレポートと、ADB から NGO に対するレター

もでている。先程の住民との対話がなかったということについて、私は詳しく把握していないが、住民との対話はなされているということ、また追加の EIA を今実施中であること、またプロジェクトサイトの変更もありうるということを書いている。とりあえず、それを見守るという形になると思う。ADB のチェンマイ総会へ NGO 等から指摘されたことについて、こういった対応がなされているということについては、ADB の理事会でも評価している。

最後の ADFVIII の話だが、確かにダムプロジェクト等が地域住民にいろいろな影響を与えることはよくわかる。ADB 理事会や ADF8 で日本が言っているのは、こういった NGO の意見を聞くには、地域事務所、借入国の事務所が少なくスタッフが十分ではないということ。今回問題とされているタイにおいても ADB の事務所がないので、全借入国に事務所を設置して、こういった地域住民や NGO との対話、プロジェクトの実施評価を強化してもらいたいということを昨年から言っている。ADB は 30 名の定員増を計画しており、そのうち 10 名程度は事務所のスタッフに振り向けられると思う。タイの事務所は今年の 11 月に正式に発足することになっている。そういった事務所や ADB の事務局と NGO 等の協議によってプロジェクトの質が向上するのであれば、大蔵省としても歓迎である。

先週、鷺見さんに会い、サムットプラカンの EIA をお渡ししている。重要な問題が生じているということであれば、是非インスペクションパネルを活用していただきたい。鷺見さんは負けるかもしれないというのが心配だとおっしゃったが、インスペクションパネルは 100%勝つとか負けるとかではなく、例えば概ね ADB がやっていることは正しいかもしれないが、現実的に問題が生じているということについて案件を改善するような勧告が出るような形で解決が図られるというのがインスペクションパネルの機能ではないか。ADB は一度もインスペクションパネルをやっていないので、ADB だけではなくわれわれもぜひ勉強していきたい。もちろんこれは大蔵省だけでなく、ADB 事務局や地域の NGO 及びパネルを要求する側にとってもいい勉強になるのではないかと思う。

情報公開については、ミッションのレポート等、全て公開している。追加でやっている EIA についても、公開されると思うので、入手次第お渡しすることになると思う。

松本悟：

まずこの資料を 2 つともしっかり読むことが必要であるが、ADB のミッションが行った時にジャクソン氏が、「今の段階でプロジェクトをいったん止め、今やっている EIA の結果がでてから判断することはできない」と言ったと報道されているし、住民もそう聞いている。住民たちからはそれに対して、決定権のある人、中止できるとその場で言える人をよこしてほしいという要望がある。住民が ADB のディビジョンメイキングをどれくらい理解するかということ ADB 側は言っているそうだが、それにしても住民側にそのような思いがあることは非常に理解できると思う。こういうプロセスを進め、EIA をし、新たなミッションを派遣しているのはもっともなことであるし、本来、最初にやっておくべきことだと思う。ただ、その期間さらに工事がすすんでいるということに非常な危惧をもっている。さらに JBIC のディスパースについても、8 月ぐらいにはタイ政府がまた言うのではないかということ JBIC の担当課長も言っていることを考えると、いったん止めることはできないのかと思うのだが、ご見解をお伺いしたい。

MOF 和家：

このローンは 95 年、98 年に理事会で過半数の支持を得て承認された。これを止めるとなると日本が最大出資国であるとはいっても、どういう手続きでするかが問題となる。先程言ったようにインスペクションパネルを活用していただくというのがルールに則った現実的な方法と思う。問題提起をする以上は何らかの証明をしなければならないが、日本政府は ADB という国際機関のなかでは限られた力しかないで、このような定められた正規の手続きをとってもらうのがいいと思う。

土井：

情報公開についてだが、お話をうかがっていると、和家さんは、ADB はかなりのことをやっているとの認識をお持ちのようだ。確かにこういうレポートがウェブ上で公開されるというのは一定の進歩だと思うが、松本さんの話のなかでも指摘があったように、こういう資料を現地の人を読める形で公開していただきたい。特にクロンダンの件はチェンマイ総会で PO の人たちが問題としてあげたものなので、このように英語で、しかもウェブ上で公開されるというだけでは現地の人を読めない。最低、タイ語なり現地の方が読める言語で書き、ウェブ上だけでなく文書などに印刷して、しかるべきルートを通して渡すということを検討していただきたい。特に ADB は貧困削減を最大の業務目的としており、貧困削減は住民参加ぬきには語れない。情報公開を考える場合も現地の住民が情報にアクセスできるということを中心に考えていただきたい。

さらに、日本政府は ADB の公文書を現地語に翻訳するという点については積極的で、JSF（日本特別基金）を使って ADB の業務をサポートしているので、こういうものこそ優先して現地の言葉に訳し、さらなる情報公開をお願いしたい。7 月 7 日千野総裁が福岡に来られたときに、ADB 福岡 NGO フォーラムとして 40 分ほどお話をしたが、クロンダンの調査ミッションの報告もタイ語に訳して住民が読めるようにしてほしいとお願いし、総裁から前向きに検討するという言葉をいただいているので、大蔵省としても、ADB に対してぜひこの点についてフォローアップをしていただきたい。

MOF 佐東：

6 月 20 日に JBIC の担当課長が現地の方から意見を伺い、その意見を JBIC からタイ政府に伝えたときいている。EIA についても現在タイサイドで実施中ときいている。7 月の末にはファイナルレポートが作成され、公開されるときいている。我々としてはタイサイドから公表されると認識しているが、それが確実になされるよう働きかけていきたい。

また、一時凍結してはどうかという点については、ご承知のようにわが国とタイ国との国家間の取り決めとして、交換公文を取り交わしている。その上で、JBIC とタイサイドでローンアグリーメントを結んでいるので、それを凍結しようとする手続き的に十分な証明、何が違反しているのかということ私どものほうから申し上げていく必要がある。また、4 省庁体制として、政府全体としてやっていることなので、十分に外務省、通産省、経企庁の意見も聞く必要がでてくる。現在、関係者から話を聞くようにしているところである。

神田：

今のお話では JBIC 独自の判断は LA の時点でできると捉えていいのか。つまり LA に基づいてディス

パースを止めるということは JBIC の判断ででき、EN のレベルになると 4 省庁ということになるのではないか。

MOF 佐東：

LA 自体が EN に基づいて締結されているので、JBIC 独自の判断でとめるというのはできない。もともとの EN のところで理由がはっきり言えるということでないといけない。

神田：

LA 自体はあまり公開されていない文書なので憶測でしか言えないが、LA の中にはこのような問題が起こったときにディスパースをストップさせるということが明記されていないのか。ディスパース自体はプロジェクトの進捗に応じてということになっていると思うが。

MOF 佐東：

本件について具体的にどういう規程になっているか確認していないので、一般論として申し上げると、ローンを出すことによってもともとのプロジェクトの目的を実現するということがあると思う。この目的を実現するのに非常に問題があるとか、逆に悪い影響がある、日本国政府が意図したものと違った効果がでてしまうということが明らかであれば、まず日本国政府として判断することだと思う。

松本悟：

確認したいのは、タイ政府が EIA をやっているのは独自の判断であり、ADB や JBIC が融資していることとは関係ない。つまり、ADB や JBIC がこの問題に対して憂慮しているから、タイ政府がそれに応えるために EIA をしているのではなく、タイ政府が勝手にやっていることで、ローンアグリーメントに沿っているかとは無関係だと理解していいか。EIA をやりなおしているというのは、何か問題があるからだと思うが、それはどのように捉えられているのか。

MOF 佐東：

私の理解だが、最初に IEE をやっている。これは非常に広い範囲のもので、プロジェクトの場所が特定されていたのではなく、ある地域のどこかに処理場をつくるという話だったと思う。その段階からだんだん絞られてきて、環境配慮をさらに充実させるための EIA をやっていると理解している。EIA をやりなおしているとは、今私が得ている情報からは考えていない。タイサイドで EIA をきちんとしたものをやり、それは ADB も評価すると思うし、公表されればそれが適切なものであるかどうか当方および JBIC としても判断することになると思う。

松本悟：

審査の力ということがよくでてくる。スクリーニングを日本政府としてはかけているが、そこでは大抵キャッチできずに後で問題が起き、EIA を何回かやるという話がでてくる。融資を決めるときに日本政府独自のスクリーニングの力ということが、それは人員ということとも関係してくるが、いつもでてくることだと思う。いつも共通していることなので、できた IEE をクリティカルに読むとか、そういう日本政府独自の審査の力をもう少し高めていただかないと毎回いろいろなプロジェクトに対してこのようなことになるのではないか。

MOF 佐東：

大変貴重なご意見だと思う。われわれも全く同感である。おっしゃったとおりきわめて限られた人員等のなかで、JBIC の個人個人はきわめて一生懸命やってくれていると思っている。そのうえでシステムとしてうまく動くように予算面等努力していくべきだと考えている。

松本悟：

ADB の現地事務所を強化していく件はよくわかった。先日和家さんと話したときに、ADFVIII 交渉は最終段階で政策的な話はだいぶんすぎているともお伺いしているが、メコン流域の、特にダムについては懸念も多くなされている。そのあたりについて、日本には株主として、ADB に対して、特に ADF 融資をするような貧困国に対するダムプロジェクトについては十分な対応をすることを何らかの形で伝えていただきたいと思う。現在、オーストラリアも一緒にこの問題に取り組んでいるが、同じように理事あるいは AUSAID に対して働きかけをしているときいているので、是非とも格段なご提言を株主から ADB にしていただきたい。

MOF 和家：

ADFVIII との交渉では、日本からは先程も言ったとおり全借入国への事務所設置を強く言っており、その方向に行っている。また、プロジェクトの管理・評価を強化していくことは合意されている。

なお環境ガイドラインについては、ADB のものは 93 年に見直したもののなので、今それを 7~8 年の経験にもとづいてリバイズしている。ドラフトの段階で NGO に配布され、コメントを求めることとなっており、来年の中ごろにはファイナライズされるのではないかという状況で進んでいる。そのようなことで、プロジェクトのクオリティが高まることを期待しているところである。

## 2. 中国貧困削減プロジェクト（世銀）

神田：

日本のメディアなども通じて非常に大きく報じられてきた中国の貧困削減プロジェクトに関して、7 月 5 日にすでに玉木課長と NGO と協議しているので、それに基づいて話をしていきたい。

本山：中国の貧困削減プロジェクトについて、非常に心配していたが結果的には日本が反対にまわり、このプロジェクトを中国がおろしたと報道でもきいている。これ自体は非常によろこばしい。7 月 5 日の段階で玉木課長のお考えを伺ったときには、明確に反対するという回答はいただけなかったので、日本理事の今回の投票にいたるまでのプロセスを可能な範囲でお知らせいただきたい。

MOF 玉木：

チベットのプロジェクトに関しては、昨年 6 月の理事会での日本理事の投票行動について、秋の NGO 定期協議でも説明したかと思う。非常にこの問題が政治的なコンテキストでクローズアップされていくなかで、日本の考え方（に関し）頭の整理をきちんとしていかななくてはならないということがあった。その際には、大蔵省が世銀のプロジェクトとしてどうかと判断する以外に、外交的判断から強い意見があったということもあり、私どもの態度は、今論点になっている技術的な問題点、特に環境の問題や先

住民へのヒアリング等の問題について、インスペクションパネルにかけ、その結論ができるまではディスパースしないという条件のもとで賛成するというものであった。

1年余りたって報告書がでた時点で、インスペクションパネルが世銀のガイドラインについてのコンプライアンスに重大な問題があったという答えをだしたので、このインスペクションパネルのレポートを前提に考えると、昨年6月の時点での事務局のプロポーザルがその基礎を失ったと考えざるを得ないというのが我々の意見だ。われわれはそれに対してそうした形で問題を解決するのは適当ではないという立場をとり、日本とアメリカは反対。ほかの先進国、途上国は形式的には全て事務局提案にゴーアロングするというものだった。ただし、日米以外の先進国の議論は、ゴーアロングするけれども、10カ月あるいは12カ月たち、次の環境影響評価等が終了した後でもう一度理事会にかけろという条件がついていた。これでインスペクションパネルがコンプライアンスに問題があると言い、それならそれをやり直すというプロセスを繰り返すというのが果たしてインスペクションパネルの機能として期待されていたことなのだろうか。そして、仮定の問題だが、もし来年もう一度理事会にかかった場合、その再調査のコンプライアンスはどうなるのか、これをまたインスペクションパネルにかけるとすると無限に終わらないサイクルになってしまう。むしろ世銀の事務局はプロポーザル自体について基本的に完結した責任を負うわけで、それを判断するうえで、理事会の機関としてインスペクションパネルがあるということを考えれば、少なくともインスペクションパネルが重大なディフィシエンスを指摘した場合には、事務局はもとのプロポーザル自体を撤回し、もしどうしても先に進む必要があると判断するのであれば、もう一度自分の責任で調査した上で、完全なプロポーザルとして提出するという方法しか少なくとも今の仕組みではないのではないかとというのが私の整理。

従って、日本とアメリカ、ほかの先進国との間がわれてしまい、そのまま投票になれば負けたかと思う。報道でいろいろ混乱があるが、理事会にもう戻さないという主旨での事務局提案について採決を行い、その時点で多数をとれなかったため、中国が撤回するという結果になった。1日目の議論では、日米、他の先進国、途上国という三種類の色分けになった。日本の議論は昨年6月以来コンシステントなものだったと思っている。繰り返すようにインスペクションパネルというのは中途半端だと思う。もし、ごく軽微な問題点が指摘されたとしたらそれを補正するという形でもかまわないだろうが、今回の場合は明らかに重大な問題点があったので、言われたところを直すという追試のようなプロセスをとるのは適当ではないということは大方のご理解を得られるのではないと思う。

川村：

玉木課長とはインスペクションパネルについてこれまで議論をしてきたが、今のコメントについては特に議論する点はない。むしろ、一昨年からインスペクションパネルに関する見直しが世銀の内部作業部会でされてきて、結局昨年の4月の段階で落ち着いた結果というのが、実のところ一番当初めの決議で決められていたレベルまで戻っているというものであったということについて、NGOから批判があったという経緯だけはお伝えしておきたい。NGOはもっと強いインスペクション機能を求めているという意味では今の玉木課長の意見とそれほど違いはない。

もう一つは、ある意味ではこれもインスペクションパネルの限界に関わる話であるが、今回のインスペクションパネルの報告のなかで、中国における問題というのは単にこれ1つの問題ではなく、むしろ中



国におけるプロジェクトに対してダブルスタンダードを適用していたのではないかというふうにとれるところがある点である。もちろんインスペクションパネルというのは、中国のプロジェクト全体を調査するマンデイトを与えられていないので直接そのような表現はしていないが。たとえば、エグゼクティブサマリーのパラグラフ 13 もしくは 14、ようするに過去の前例に基づいて今回のプロジェクトは環境影響評価の A ではなく B カテゴリーにした、スクリーニングしたという表現がある。そういうふうに少なくとも世銀マネジメントは考えている。さらに、パラグラフ 14 においては、しばしば中国においては物事が違うやり方で行われるという認識を世銀マネージメントがしているという認識もされている。ということは逆にいうならば、これまでの世銀のガイドラインというのは、もしかしたら国によって異なる扱いをされているのではないか。とりわけ、環境スクリーニングについてはこれまでもいろいろなプロジェクトで疑問が提示されていたことかと思う。これについてはまさにインスペクションパネルの限界であって、ここで示唆する程度のことしかできない。具体的に申し立てがあったプロジェクトもしくは理事会が決めたプロジェクトについて調査をするというのがインスペクションパネルの主旨なのでそれ以外のことはできない。だから、むしろここでできてきているような問題は理事のほうでとりあげて、より一般的な世銀の業務改善のための調査をするという根拠が十分あるのではないかと思う。これを是非、第二の株主である日本の理事から、世銀内部で議論をしていただけないかというのが私からのコメントの 1 つ。

もう一つは恐らく杞憂であると思うが、これまで世銀で中止されたプロジェクトなどでもその後他のルートでほかの国が資金を提供するということがあった。それについてわれわれは非常に懸念をしている。実際にそのようなことになるとは思っていないが、このようなプロジェクトに対して日本のほかのルートからお金がだされるということがないようにくれぐれもご確認いただきたい。

MOF 玉木：

中国の理事は、プレスリリースにもあったが、このプロジェクトの議論があまりにもポリティサイズされているという批判をしていて、本来そういう要素を世銀のプロジェクトの議論に持ち込むのはどうかということを議論したいといっているように、この案件はいろいろなフォローアップが必要だと思っている。

他のルートで日本が資金を提供することがないかというのは杞憂だと思うが、7月5日にもみなさんに申し上げたが、中国自身が自分の資金でやれば問題が解決するのかというところではないと思っている。どこかの大きなダムの場合にもあったが、我々が考えていることの究極の目標は自分たちの手が汚れないということだけではないはずで、世銀が手をひくことが結果的に本当にいいことだったのかどうかは、何年かたってみないとわからない。

中国のプロジェクトは、中国側が非常に仕事がしっかりしているという世銀事務局側の認識があると聞いたことがある。おそらく JBIC やアジ銀で仕事をされてきた方もそういう実感をシェアされているのではないかと思う。ダブルスタンダードというのではなく、そのキャパシティに対する一種の過信があった可能性はある。インスペクションパネルが一つ案件を見つけたら、その国の問題として横断的に議論できるかどうかについては一定の限界があると思う。そしてインスペクションパネルが提起したことを理事会がどう取り上げるかということについて、これだけ大きな波紋を残した理事会の後で、中国の

他のプロジェクトについて、さらに追撃をするようなことは余り現実的ではないと思う。そういう議論であれば、中国よりはるかにキャパシティの低い国も恐らく大いにあり、また本件自体が中国オフィスに強い影響を与えたということを見ると、当面表だった議論を理事会でことさらにするという機運にはならないだろうと思う。

川村：

政治的な状況はよくわかるが、問題意識として、ダブルスタンダードの問題というのは、これまでも、別に中国がということではなく、国によってあるいはプロジェクトによって、カテゴリー特にスクリーニングが異なるということはよくできてきたことなので、もう少し普遍的な形で世銀の業務のクオリティ改善という意味で、別に理事会に出すときにこれを直接絡めるというのではなく、もう少し一般的な形で提案していくことは可能だと思う。是非それを前向きに検討いただけたらと思う。

MOF 玉木：

典型的には環境影響評価のランクの問題をもう少し明確に定義づけたらいいではないかということは理事会というよりは CODE という、ディベロップメント・エフェクティブネスに関する委員会があり、そこで熱心に議論している。

もう一つよく指摘されるのは、中国が IDA から卒業するタイムリミットに近づいており、そういった意味でも時間が切迫していたという事情もあるのだろう。理事会にも、もっと大きな形で事務局にも、様々な教訓が残った案件だったので、世銀全体としてこれで終わりということには決してしないつもりである。

小林：

中国の西部地区の貧困緩和計画については、世銀で融資が止まったということだが、中国は独自の資金を使ってでもやるということを経済報道で読んだので、そのときに日本の資金が使われるということがないように再度お願いしたい。

### 3. インドネシア電力公社(PLN)の債務処理・汚職問題について

本山：

こちらで把握している問題点をお話させていただきたい。今出されているローンは JBIC と ADB からそれぞれ 4 億ドルの改革セクタープログラムローンということになっている。この前段階として、なぜ改革プログラムローンが必要かということの大きな要因として、インドネシア電力公社の負債が急増していることがあると思う。この負債額が 200 兆ルピアとなっている。その原因については資料に列記したとおりで、6 点あげている。

特に 1 点目、民間発電会社、IPP と言われているが、IPP との非常に不合理な電力購買契約、PPA が主要な原因であると、IMF の監査でも結果が出ていると聞いている。IPP との PPA、それから腐敗、通貨危機、こういったことによって非常に負債が多額になってしまった。こういった問題点があるということで、今改革案ができてきていると思う。ご存じかと思うが、インドネシア電力公社の分割民営化と、ジャワバリ地区にパワープール制を導入することで、電力コストを削減しつつ、IPP との契約再交渉を

行ったり、あるいは電力料金を値上げしたりして、負債を軽減していくという方向かと思う。この件について、先日 JBIC の方ともお話したが、心配していた通り実行が遅れているとお聞きしている。予定通り完全に自由競争電力市場に移行できるかについては危ないと聞いている。負債が増える主な原因となっているのは IPP プロジェクトということだ。JBIC からの融資が多く IPP プロジェクトにだされているということで JBIC の融資の問題と、汚職の問題について、大蔵省の考えをお伺いしたいと思っている。

ここで、不合理に高い買電契約と言われているものだが、電力会社から消費者への価格が低く抑えられていたのに対して、IPP から PLN への卸額が高額であった。これは、インドネシアに限らずいろいろな IPP のケースで似たような問題が指摘されている。投資家にとってコストが確実に早く回収できるということで、電力コストが高くなる傾向にあるという報告が出ている。サンロケダムについての資料もいれさせていただいたが、これに関しても高いという結果が出ている。インドネシアの場合は、調査が進んだおかげで、IMF や世銀も不合理なほど高いと言っており、公に共有されている事実ではないかと思う。

また、高くなってしまった原因の一つとして汚職があった。これもご存じだと思うが IPP プロジェクトには 26 の契約があり、そのほぼすべてにスハルトクローニーが参加していた。そして、適切な入札がないままに価格のつり上げが行われ、高くなってしまった。これに関しては、これ以上明らかにならないほど公になっており、インドネシア電力会社の前総裁が圧力で結ばされたと裁判まで起こっているぐらいなので、これに関して事実関係があったかなかったかということ自体疑い様がないと思う。なかでも日本の三井さんが参加され、JBIC が融資をしたパイトンプロジェクトは名指しでだされている。これはインドネシア政府の調査においても汚職があったことが明らかされている。この汚職の問題と IPP の投資コスト回収ということで不合理に高くなったと理解している。

ここで伺いたいと思っているのは、1 つは汚職の責任追及と防止についてどのように考えているのかという点である。特にインドネシアでは大きな汚職があったのでこれに関してご見解をお伺いしたい。また、これだけ問題が大きくなっており、旧輸銀の融資であっても公的資金なので、事実関係についてインドネシアと協力して明らかにし、説明する責任があるのではないかと思うが、これについての見解もお伺いしたい。これ以後、汚職防止、透明性についてどのような対応策をとられるのかということについても伺いたい。OECD の贈賄防止条約を日本が批准し、不正競争防止法を一部改正すると見ているが、改正してもそれを実行するための十分な措置がとられていないと思う。今後、公的資金を使う上で、どのような対策をとるのかお伺いしたい。日本がインドネシアに対して大規模なプログラムローンを供与している。このまま調査なしに続けると公的資金による私企業救済となる可能性を否定できないと思うので、企業側のモラルハザードを招く恐れがあるという点についてもご見解を伺いたい。

2 点目は IPP プロジェクトの経済合理性の問題である。アジア危機が予測不可能であったという問題もあるが、明らかに高い売電契約を結んでいる。プロジェクト単体の財務性からみれば、適切な融資判断だったかもしれないが、問題はプロジェクト全体の合理性である。ここでひとつ提起したいのは、日本企業の支援が第一の目的である輸銀の融資であったとしても、全体的な経済合理性からみるとインドネシア側の負担が大きい。全体的な合理性という観点からの判断についてどのようにお考えなのか、また

そういう観点からの判断を高めていく必要があるのではないかという問題提起もしたい。そのような観点からすると、果たして東南アジアでいっせいに進められている IPP プロジェクトが合理的なのかという点に疑いを持たざるを得ない。

3点目は改革プログラムローンの問題である。ADB と JBIC からそれぞれ4億ドルの融資ということだが、改革プログラムローンという名前はついているが、実際にはインドネシア政府の外貨準備の支援ということで、必ずしも実際の電力セクターの改革コストとは対応していないと JBIC の方にお聞きしている。8億ドルはインドネシア政府の輸入決済にあてられ、カウンターファンドが PLN の救済とか IPP との再交渉のコストにあてられるということだが、実際にはいくら電力セクターの改革にあてられるのかわからない。外貨準備の支援ローンを出すことは悪いと思わないが、この出し方は問題。JBIC が日本として責任を持って改革プログラムにだし、支援をするというローンではない。また、プログラムローンの案をみても、これでマーケットメカニズムが働き、コストが下がるのか疑わしい。たとえば、パワープール制があるが、これは IPP との交渉によって IPP の利益がある程度確保されるようになっており、マーケットメカニズムが働くのか疑問である。ネガティブな影響も予測される。たとえば、PLN の従業員の削減や、貧困層や地方の電力利用者に対する補助金がどうなるのか疑わしい。このような必要な部分に対して、JBIC と ADB が出している改革プログラムローンが使われるのかわからない。こういう出し方は日本として無責任ではないかと思うので、これについてのご見解をお伺いしたい。

MOF 神田：

まず汚職問題についてが、JBIC からヒアリング等をしているところであるが、現時点では事実関係がはっきりしない。おっしゃったとおり、状況からいうと蓋然性があるかもしれないが、司法の世界なのである程度の証拠があるといったことがなければ難しい。新聞記事等でているが、確たる証拠がなく、外交問題にもなるので、しっかりしたものがなければ動くのは難しい。ただ、汚職があったということであれば大変なことなので、引き続き精査するとともに、もしそういう問題が出てきた場合には JBIC に対してどうするのかということを書いていかなければならないと思っている。ただ、現状ではこういう問題についての制度も完全とは思えない。汚職とローンの関係のシステム設計には費用対効果というものがあり、手続きを完璧にするとその分ネガティブな側面もでてくるので、おのずと合理的なところがあると思うが、まず情報公開も含めて、今後しっかりやっていかなければならない。幸い情報公開法が特殊法人に適用され、今月中に案が出るようなので、それをふまえて JBIC でもいろいろ考えていくと思う。個人とか法人のプライバシー情報については、彼らも一応銀行なので顧客の秘密を守らなければ仕事にならないということもあり、そのバランスも考えながら議論をしていきたい。汚職ガイドラインについては OECD の輸出信用部会における議論をふまえて、他の国でどのように考えているのか、いろいろな知恵等を見ながら今後検討していくことになると思っています。

プロジェクトの経済性評価の話は、おっしゃったとおり、全体的な経済合理性というのはきわめて重要。個別のプロジェクトでうまくいっているようでも、全体の経済がおかしくなれば、個別のプロジェクトのモデルに入っている変数が変わってくるので、サステナブルではない、プロジェクトとして閉じないことになる。ただ、この件についてどうだったかは、精査してみないとわからない。まず、汚職があったかどうかはわれわれにはまだ事実関係がわからないし、非常にオーバープライスになっているということは直感ではそのような気がするが、当時のアベイラブルな情報でほんとうにそうだったのか。こ

の問題はバブル崩壊後日本経済が直面している問題に似ていると思う。地価が上がっていくと思って、いろいろなプロジェクトをやってしまい、その背景でいろいろ変な話もあったし、前提となった条件も汚職だけでなく彼らの合理的な判断として右肩上がりだと思ってセットしていたら暴落してしまい、プロジェクトも崩壊してしまったということかもしれない。危機の前のインドネシアというのはかなりの成長をしていたので、ある程度はこのプランでよかったのではないかと思っている。そのときにどれだけしっかりした吟味がなされていたのかについては、これも日本のときの反省と同じで不十分だったかもしれない。日本でも担保があればよかったのかとか、プロジェクトの収支採算性や費用対効果を見ていたかという反省があったのと同様に、当時問題があったかもしれない。経済性評価が当時どれだけ問題だったかということについて、後知恵で議論することには慎重でありたいと思う。ただ、これは引き続き議論をしていかなければならない。

改革プログラムについては、そもそもローン自体が悪いというわけではないと言っていたので、おそらく考えていることは同じだと思う。どういうふうな経済体制に移行していくのか、構造調整をパートナーとしてやっていくときに、プログラムでのローンがありますよということで初めて彼らも例えば痛みをともなう改革について国民や議会で説得できる。こういったローンというのは構造調整をすすめていくために必要不可欠なものであると考えていただければと思う。ただ、そのときにどれだけのインセンティブになっているかというのはシステム設計の問題であって、IMF や世銀や JBIC でも試行錯誤しながらやっている。だんだん援助の世界が複雑になってきた。例えば、NGO が貴重なアクターとなっている。そういうときに、あるプログラムにおいてどういう条件を付していくのかというところは今後考えていかななくてはならないと思う。

本山：

今のお答えについていくつか確認したい。まず、汚職に関して確たる証拠がないということだったが、実際にインドネシア側と鋭意協力しつつ調査を行っていらっしゃるということなのか。

川上：

具体的に事実関係をどのように確認していらっしゃるのか。JBIC 側にお聞きになっただけなのか、あるいはインドネシア側からの情報収集をこちらで独自にされたのかということを確認したい。実際に検事総長レベルでこの話もあると思う。確たる証拠がないというのはどういった判断なのか、プロセスをもう少し明確にしていきたい。

MOF 前沢：

着任したばかりなので、現在のところは主に JBIC からの聴取ということになる。後はみなさまも知っておられる新聞報道程度。インドネシア政府と直接、協議をするということは今のところしていない。

MOF 神田：

ご理解いただきたいのは、われわれも必要なことをやっていこうと思っているということ。ただ、司法捜査は極めて微妙な話で、国内でも司法当局が捜査中の場合は、被疑者の人権もあるし、一般論で申し上げているが、途中で漏れると証拠隠滅等捜査に障害がでることもある。だから、仮にインドネシア政府にわれわれが今どのような捜査状況をきいても、国民やマスコミに正規には言えないのと同じよう

に、われわれにもいえないと思う。こういう問題は対応が難しいということがご理解いただけるとありがたい。

川上：

司法段階に入っているということは、ある程度調べるべきことがあるという判断だと思う。その段階に行っている問題に対して、インドネシア側と協議することはできないものなのか。

MOF 神田：

できるかもしれない。ただ、もう少し正確に申し上げると、インドネシアが本格的に捜査をしているという情報も確証もない。仮にやっていたら、日本でいえば東京地検特捜部が内偵しているとかそういう状況かもしれないが、われわれにはそれはわからない。申し訳ないが、今のところ本格的に動き出すにいったという情報はない。

本山：

パイTONの件も今回ださせていただいたが、非常に心配している。というのは、パイTONとの再交渉はある程度クローズに近づいているという報道があった。この間、投資家あるいは JBIC を含めた各国 ECA から強いプレッシャーがかかったという報道がある。パイTONのケースを含めて、再交渉がまとまったからこれ以上追求しない、あるいは追及するとこれ以上投資はないぞというプレッシャーがあるという状況で、このままうやむやにされることを心配している。たとえ、インドネシア政府がこれをクローズに持ち込んだとしても、JBIC あるいは日本政府として公的資金を使っているわけなので、これでおしまいということにはならないと思う。こういう捜査に関してインドネシア政府だけでできるとは思わない。日本側の強力な捜査がなければ、これだけ大きな企業の調査は困難だと思うので、公的な機関の責任としてぜひ調査をしていただきたい。具体的に例えば、不正入札があったといわれているが、JBIC で入札の確認をされているのか。不正な入札はないという言明をとるとか、ひとつひとつやっていくことは可能だと思うが。

MOF 神田：

J B I C のローンにもいろいろあって、アンタイトローンであれば制度設計等を考えられると思うが、これはバイヤーズクレジットで J B I C の仕事の中で最もコマーシャルベースのものである。基本的にはバイヤーズクレジットは JBIC が法律とも自分でやれるのであり、実際大蔵省で案件監督もしていないので、本件についてはなかなか難かしいが、JBIC とは議論してみる。

本山：

汚職の証拠がないということだったが、汚職問題に関しては疑いが出た時点で公的機関としては調査する理由があると思うので、これから先、具体的にこういうステップをとるということを示していただければと思う。

また、経済調査について、当時の経済調査を現在の時点から判断して言うのはどうかということだったが、現在の経済調査は経済合理性の評価に関して改善が行われたということか。むしろ問題にしたいのは、JBIC の財務調査が単体での調査に片寄っているのではないかということ。全体的な経済調査とい

うことを取り入れていく必要があるのではないかという問題提起である。

MOF 神田：

それはまだ完璧ではなく、途上にある。直接にはレーティングという話になると思うが、関係している国の一般的なマクロ経済調査や現在の情勢の動向をふまえて、どういう状況にあるのかということを経営部門に対してフィードバックしていくというような組織の改正をやり、少しずつそういう技能を蓄積しているところではないかと思う。また、限られた人間ではあるが、たくさん人間を投入しているところでうまくいっているかということと必ずしもそうではなく難しい。今回さまざまな危機があったのを予測できたのか、おそらくサステナブルな状況ではないと警鐘を鳴らしていた人はエコノミストで少なくないが、この時期に起こるとははっきり言っていた人はほぼいない。いろいろな説があるが、タイミングに関しては短期的な金融市場におけるいろいろな事故等であってしまった。非常に難しく、そういうことに対するの努力を深めれば完全な分析ができるというものでもない。社会科学の世界では、今手元にある情報で最も合理的でコンシステントな結論を得る努力ということが重要だと思う。結果は後になってからでないといけない。そのときの限られたリソース、情報のなかで最も合理的に判断するというのが、彼らのアカウンタビリティではないかと思う。勿論、結果責任を問われなければいけない場合もありうるが。

本山：

今の点に関して、こちらの問題提起はもう少し JBIC 自体のポリシーのなかで、サステナビリティという目的に沿うようもう少し大きな政策で見えていく必要があるのではないかということだったので、それを確認いただければと思う。

最後の3点目だが、改革プログラムローンについて、構造調整を進める上で必要不可欠という話だったが、おそらくこのローンに関しては世界銀行が進めたかった構造調整を ADB と日本が外貨準備という形で出し、進めたということだったと思う。ただ、この日本のお金のだし方で、インドネシア国民に痛みを伴う改革をやってくれと、責任をもっていえる体制なのかどうかは疑問。また、本当に JBIC の方がこのプログラムで電力セクターが改革されると考えているのかも疑わしいと思っている。ネガティブな影響に対する緩和措置についてもしっかりフォローできるというように、責任をもったお金の出し方があると思う。お金を出すこと自体が悪いとは思わないが、お金の出し方、説明責任ということに関して、この出し方は非常に問題があると思う。

MOF 神田：

私が申し上げたのは一般論で、このプログラム自身についてはまだあまり勉強できていないのでわからない。プログラムの中身についてもまた一般論だが、どういう部分について改革を行うかということは非常に難しく、国内の構造改革でも難しい。ソーシャルセーフティネットをどれくらい行うことが失業者のわな等を生み出さず、最も構造改革を円滑に進めるのかという観点から言うと非常に難しく、経済学でも非常に議論が分かれていること。このようなことを踏まえてより慎重に検討していきたい。

神田：

個別のケースに関してのご回答にはまだ至らないと思うが、強い問題意識をもって NGO がこういっ

たことを監視していることをご了解いただきたい。特にセクターローンのあり方や汚職防止のガイドラインを策定する過程で NGO とどのような形で協力、あるいは対話していけるのかということも含めて考えていただきたい。

また、インドネシアは実際に汚職があったらというケースなので、これを教訓にどうすれば防止できるのかを考え、実効力のあるものを策定していただきたいということを改めてお伝えしたい。

#### 4. 国際協力銀行（JBIC）の社会・環境ガイドライン策定に向けて

松本郁：

JBIC のガイドラインができることを楽しみにしているが、具体的な作業が見えないので、統合ガイドライン策定の具体的なスケジュールを教えてください。また、国際的な動きを十分に調査した上でガイドラインをつくるということが昨年3月の委員会の答弁でもあったし、またNGOの参加も含めてやるという話だったが、それがどのように確保されるのかということをお聞きしたい。それから、体制の改革も新しいガイドラインにともなって必要になってくるのではないかと思っているが、そのためには新しい体制に向けての予算も必要だと思うが、そのあたりのことについて4点お聞きしたい。

MOF 木原：

まず1点目の統合ガイドライン策定のスケジュールについて、現時点で申し上げられるのは、できるだけ早急につくってほしいと申し入れているところであるということ。旧輸銀のガイドラインと旧基金のガイドラインがあり、旧輸銀のものは輸出信用も含むある程度商業ベースのもの、旧基金のものはODAを出すということで世銀のものに近く、ある程度相手国への影響力を持ちうる立場にある。これらを統合していく上で、両方の性格の違いを若干反映しなくてはならないところが出てくると思う。いずれにしても、より質の高いものを早急につくってほしい、また、そのための勉強会もやっていかなくてはならないと考えている。

2点目の国際的な動向をどう調査しているかということだが、一つは松本さんもよくご存知のようにOECDのECGという会合があり、共通のガイドラインの策定に向けて、各国がどのような制度をもっているのかをみている。それに加えて、IFCが音頭を採っているのだと思うが各輸出信用機関のマッピング作業を行っており、JBICも正式なメンバーとして参加している。そういうなかで、各国がどのようなガイドラインをもっているのか、どのようなものを目指すべきかということを検討したい。

3点目のNGOの参加をどのように確保していくかということについては、4月29日にJBIC主催で、私ども通産、経企庁、環境庁と共催で環境セミナーをさせていただいた。あれは、ある意味では画期的だったと思う。というのは、それまでNGOの方だけとか、産業界だけからというセミナーはあったが、こないだのは両者から話をきくことができた。かつ、各輸出信用機関の人たちやOECDの議長も参加していただいて、1つのものをまとめるというものではなかったが、みなさんの議論をきくことができた。あれがきっかけになり、イギリスでも似たようなセミナーが行われた。このまえのは大きなものであったが、そのほかにもNGOの方も含めているいろいろなところから意見を聞かなくてはならないということは私たちも思っているし、JBICも思っているだろう。



それから、スタッフ・予算の確保も問題だが、実は世界の E C A の中では JBIC は社会環境室のスタッフがが多いのではないかと。先日、米輸銀の人から話をきいたが、環境室専任は 1 人、パートタイムを含めて 3 人ということだった。そういうことからいうと、JBIC は人間的には多いといえる。ただ案件数が非常に多いので、それをさばいていくためには、当然確保していくべきだと考えている。統合ガイドラインの作成にあたっては JBIC もそれに合わせた人員、予算を確保したいと考えているし、私もそれを期待している。

松本郁：

今後のスケジュールのなかで、勉強会をすすめていくとか、NGO の話をきく機会を持っていくという話であったが、具体的に話が進んでいるのであればお聞きしたい。

MOF 木原：

その件は私が JBIC と連絡をとっており、早めに関わる必要があるという話はしている。ご承知のように 6 月に環境関係の会合があり、JBIC もそれに手をとられていて、なかなか進んでいない。いずれにしても、勉強会をのんびりやればいいと考えているのではない。JBIC も具体的にいつ頃とかどういった陣容でとか考えているようなので、そう遅くない時期に JBIC から話がいくのではないかと思う。

本山：

勉強会が早く進むのはいいが、あっという間に終わってしまって、NGO の意見が聞かれないということがあると困るので、だいたいどういうスケジュールをお考えなのかと、どのような性格の勉強会になるのかを教えていただけないか。

MOF 木原：

NGO の意見が入らないということはない。そうでないと、勉強会を開く意味がない。JBIC としても、環境関係の専門家がそろっているわけではないので、逆にそういった知識を持っている方のお知恵を拝借したいと考えている。メンバーはいま具体的につめているようである。NGO の方にも当然入っていただく。後は、環境庁や具体的に知識をお持ちの方が入るだろう。スケジュールについては全く準備はできていない。どのくらいの期間ということも情報が入ってきていない。少なくとも検討するのに十分な期間はとりたいと考えている。中途半端なものをつくって、みなさんのご批判をいただくよりは、むしろしっかりしたものをつくるべきかと思っている。

本山：

勉強会の性格や権限はある程度決まっているか。つまり、検討をして JBIC にレコメンデーションを出す機関なのか、もう少し強い権限をもったものになるのか。

MOF 木原：

ガイドラインはこういうふうにあるべきだということは当然言うが、ガイドラインの性格上、最終的に決めるのは JBIC。先程も申し上げたとおり、皆さんの意見が十分参考とされると思う。

松本郁：

勉強会を具体的に開いていただけるならば、例えば勉強会を公開にさせていただきたいとか、オブザーバー参加を認めてほしいとか、NGOの側から具体的な提案をある程度形が決まる前に出させていたいただきたいと思っているが。

MOF 木原：

前日も申し上げたが、われわれよりはJBICが主体になってやっていただこうと考えている。どういう形態にさせていただきたいということがあれば、JBICの方に言っていただきたいと思う。

#### 5. 輸出信用機関共通のガイドラインに向けての具体的な動き

松本郁：

G8 サミットが近づいてきたが、昨年のケルンサミットで初めて2001年までに共通のガイドラインをとることが出てきたと思うが、ECAの全体を見ても、通産省も、旧輸銀もガイドラインを作ったということで、日本政府がアメリカに続いて輸出信用の共通のガイドラインを非常にリードするといういい役割を果たしているのではないかと、この間の4月のセミナーも含めて非常に評価している。そういった背景も含めて、具体的に沖縄サミットに向けて、各省庁の調整のうえでということになると思うが、大蔵省から具体的に提案をしているのかということをお聞きしたい。

また、6月のECCの会合で後1年と時間が迫っているの中で、具体的にどのような進展があったのか。そして、6月以降のECC会合の具体的な予定をお聞きできればと思う。

MOF 木原：

まず1点目の沖縄サミットに向けてということだが、2001年のサミットまでに共通のガイドラインをつくることになっている。これはG8国として、私どもはコミットしているので、これを着実にやっていくという立場。日本政府の立場も基本的にそういう立場である。OECDの閣僚理事会のコミュニケに今年また新たに入り、パラグラフ21に書かれている。ワークプランというのがでて、具体的な各作業のスケジュールがでていいる。これによると2001年の11月までにすべての作業を終えるということになっている。しかし、G8国としてはそれでは遅いので、来年の閣僚理までにプログ्रेसレポートを出すということになっている。これが一つのきっかけにもなると思うし、さらに進めていきたいとも思っている。

それから今少しお話したが、お渡ししたペーパーはOECDの閣僚理事会のときにウェブでオープンになっているものである。これは私どもが現在やっている作業を書いている。2月につくったアクションステートメントのもとで、何をやっていくのかということタイムフレームも含めて示している。このタイムフレームにのっとって、例えばカバレッジやプロシージャー、プラクティス、情報収集、どれくらい予算をとるかということ今年11月までに議論完成を目指す。さらに、どういうモニタリングをやるか、集めた情報の評価をどうするか、ECA間の情報交換等も2000年の11月までに行うということになっている。プログ्रेसレポートを出す事にもなっており、G8サミットをにらんだ形をとっている。6月20、21日も基本的にはこのタイムフレームにのっとって、個々のものについて、各国どういいうことを今やっているか、あるいはどういう問題点があるのかという意見交換が行われた。いずれにしても、ケルンサミットのマンデートがある。また、OECDのなかで、G8国として今後ともいろいろ

るな国と協力しながら、リーダーシップを発揮していかななくてはならないと考えている。

松本郁：

具体的な作業がでてきたが、OECD のなかにもいろいろな国が含まれている中で、G7 各国がこの議論をリードして行く事が、一番 2001 年のゴールを目指すうえで、重要な役割を果たす事になると思うので是非がんばってほしい。

本山：

資料の OECD のミーティングのなかで、HIPC への ECA がアンプロダクティブな目的に使われているということだが、これは具体的には武器以外にも何か含まれているか。

MOF 木原：

明確に武器とは言っていない。定義も今の所ないが、一番中心的に念頭に一番おいているのは、武器。

松本郁：

6月の会議のなかで、IFC のマッピングは完成したものがでてきたのか。

MOF 木原：

まだ完成していない。JBIC は完全にインプットしたが、ほかにインプット中のところがあるので、完全ではない。

松本郁：

6月の会議の後は、10月までにあるか。

MOF 木原：

明確には決まっていないが、ありえる。

## 6. ラオスのナムトゥン2ダムについて

松本悟：

ナムトゥン2ダムはラオスにとってはきわめて重大なプロジェクトである。この5月の下旬にタイのチュアン首相が訪れて、買電契約書にサインし、タイがナムトゥン2ダムから電力を買うということについては合意したと報道されている。PPA は細かい作業がこれからなので、担当のオーストラリア人の弁護士とも話をしたところ、もう少し時間がかかるようだ。世銀オフィスと連絡をとってみると、タイの新聞報道にあったようなソフトローンをだすというのは誤報だったと言っている。しかし、エンクレイブ保証を出すということについては可能性を示唆している。最終的に合意された買電価格は最初の13年間でキロワットあたり4.510米セント、次の12年間、これは電力プール制をしいた後と理解をしているが、5.373米セントとなっている。現在だされている最も新しい経済効果調査は5.7米セントを前提に経済効果を予測しているが、それに比べて非常に低い価格で合意されている。実際にどうなるかは疑問だが、電力価格が下がることを狙っている電力プール制をタイがしなくなかで、経済的にこのダムが有効なのかということについては疑問が残る。社会環境影響については今まで何度も言っているので、

ここでは言わないが、特にこの点についてお伺いしたい。昨年末世銀の副総裁が在職中、ラオス政府のマクロ経済政策が改善しない限り、ナムトゥン2ダムへの協力は世銀としてしないと世銀発行のディベロップメントニュースで言っている。現在のラオスは、反政府ゲリラ活動が活発化し、経済運営の失政が明らかで、世界銀行が今、これに保証を出す状況にはないと思っている。この件について、どれくらいタイとラオスの売電契約が成されたことを世界銀行が重く見、今後エンクレイブ保証の供与に向けて世銀として動きがあるのか、どのくらい日本の理事、ならびに大蔵省で検討していくのか。

MOF 米田：

このプロジェクトについては準備段階なので、答える状況にはない。

松本悟：

白紙の状態ということであるが、世銀としては何度もエンクレイブ保証の話はしている。日本の特別基金を使った環境評価も行われている。そのあたりの連関からいうと全く情報がないということにはならないと思うが。

MOF 米田：

検討を行うとは聞いているが、理事会にはどういう形で発言するか決まっていない。こちらが把握しているのはナムトゥン2ダムがあるということだけである。

松本悟：

売電価格は3度ほど変わっているので、主要な候補地を訪れてこの問題について説明し、注意を促した。日本の理事は着任したばかりだったので、訪れなかったときいているが、新しく着任された理事に対してワシントン、タイ、ラオスのNGOも非常に懸念をもっている。大蔵省、理事としてこの件について常に心にとどめていただきたい。

## 7. 債務削減およびIMF・世銀改革について

井上：

福岡の蔵相会議（7月8日）で、サミットの議題は4つで、そのうちのひとつに「重債務最貧国の債務問題」があったと伺った。質問の1点目は、このうち2つについてはプレスリリース、ペーパーが出されたが、あとの2つについては何もなかった。なぜ、違った扱いになったのか伺いたい。

2点目は、翌日の新聞各社の記事では「議長まとめ」という形で4つの議題をカバーする記事が掲載されていた。その「議長まとめ」をプレスには渡せたのに、NGOには渡せなかったのはなぜか。

3点目は、ケルンサミットで合意されているにもかかわらず、拡大HIPCsが実際の効力をもって進められていない。債務帳消しが1年経っても加速されるようには見えない。これは日本政府、先進国政府だけの問題ではないが、それを加速させるためにどのような手段が講じられるのか、IMF/世銀理事会ではどのような議論になっているのか。

また、2国間の非ODA債権に関して、HIPCS イニシアティブ以外の別途の措置を行うということについて話し合いがなされているのか、日本政府はどのように考えているのかお伺いしたい。

MOF 中尾：

福岡蔵相会議で挙げた4つの議題は、1) IT革命、2) 国際金融アキテクチャー特にアジア経済危機以降の取り組み、3) 国際金融システムを悪用した諸問題についてどう対応していくか、特にマネーロンダリング、金融の規制を各国できちんとやっていかななくてはならないということについて。金融規制は、十分な対応をしていない国にむけて指摘するというものである。そして、4つめが途上国の貧困と開発の問題だった。この4つのレポート全てについて福岡で公開したかったが、後の2つは首脳マターであり、首脳が発表するということだったので出せなかった。プレスにもペーパーは出していない。プレスリリースという形ではなく、プレスガイダンスという形で口頭で伝えた。

井上：

宮沢蔵相の記者会見にはこの2点は入っていなかったのでは？

MOF 中尾：

宮沢蔵相が記者会見で行ったのは部分的。残りは大蔵省が口頭で記者に対して行った。

#### 【プレスガイダンスの内容】

貧困削減と経済開発問題について協議した。ケルンのHIPCS イニシアティブの内容を再確認し、進展と進行状況をレビューし、ポストコンフリクト国（紛争後の国家）に対する迅速な対応、債務削減費の公平な分担の必要など。開発途上国などグローバル化の恩恵を受けていない国々に対し、以下の点が重要である。貧困削減のための経済成長と健全なマクロ経済構築の重要性、適切な社会政策の重要性、主として無償の形でODAを供与すること、そして、保健に対する公共投資の必要性、貿易自由化・グローバル化へのすみやかな統合を支援すること。

以上のようなレポートを首脳に送ったということを押に口頭で伝えた。

HIPCS のイニシアティブについては、首脳会談の後プログレスレポートが出てくる。今までのところ6カ国がディシジョンポイントに到達している。負担を軽くするため、債務比率を輸出の150%に抑える。そのためには、IMF や世銀の債権も削減しなくてはならない。これについては支援を決めた。パイについてはそれぞれのやり方で100%削減することになっている。それぞれのやり方ということなので、日本は輸入したという証明書を見せていただいて、グラントをだすというやり方をする。非ODA（輸出保険）についても100%削減をする。

HIPCS イニシアティブが遅れているという話だが、そのようなことはない。ESAF を PRGF に変え、それできちんとした運営をしている。これについては、ディシジョンポイントとコンプライションポイントという問題がある。ディシジョンポイントに達した国はその成果を見て、コンプライションポイントに到達したら順次削減していく。コンプライションポイントは難しいが、ディシジョンポイントについては、昨年ケルンで4分の3、年内にも21ヶ国をディシジョンポイントにしようとしていた。しかし、

今までのところ6カ国（ボリビア、モーリタニア、モザンビーク、タンザニア、セネガル、ウガンダ）が HIPC のイニシアティブのディシジョンポイントに到達しているだけである。サミットが実際に開催されるまでには、もう少し増えると思う。ウガンダについてはディシジョンポイントに達しており、順次債務削減する予定だったが、南部でザイルと内戦をしているため、そのような国に対して債務を削減するのはどうかということがパリクラブで議論となっている。また、どこを基準にして4分の3とっているのかということもあいまいである。つまり、HIPC の中でも債務削減なしでもやっていける国、自ら債務削減を求めない国、紛争等をおこなっていて IMF との関係がない国、統計がない国は債務削減をしない国に含めるのかということである。

また、債務削減を行う国では今後無償援助が主になっていく。新たな貸付けが難しいということで、資金量としてはどうしても少なくなる。そういうわけで、債務削減を求めない国があるのはありえることである。また、紛争をしている国が多い。早く紛争をやめて、イニシアティブに乗ってほしいということを行っている。

レポートでは、各国によるパイでの支援も、アフリカ開発銀行などマルチの支援と、各国において貧困削減計画の作成を早く進めるということが前提となっている。オーナーシップを持って取り組んでいく。

MOF 斎須：

進捗状況について補足をしたい。世銀のウェブサイトにものっている資料をお渡しした。現在、ディシジョンポイントに達しているのは7カ国で、先程の6カ国にホンジュラスが加わっている。プログレスレポートに出ているザンビアまでの20ヶ国が見込まれている。

MOF 安井：

我が国の ODA 債権の削減の件については、外務省の川島次官が先日 NGO の代表の方と会い、その中で改善するべく旨伝えたと聞いている。

井上：

二国間に関して外務省の資料では、当初帳消しではないと言っていたが、後に帳消しだということになり、わかりにくかった。ジュネーブでの社会発展サミットプラス5で、ケルンでの合意を日本政府もコミットするという宣言がはじめて確認された。具体的な実施方法についてはNGOの意見を聞いていくということで、これは前向きに評価している。しかし、HIPC イニシアティブがトータルとして進まないということについて、議長国として何らかの改善をしてほしい。また、2国間の債権取り消しについて、拡大HIPC と切り離して何らかの形が考えられないか。また、拡大HIPC の改善ということについても考えられないか。いろいろ問題があることは承知しているが、その意味で市民社会の参加ということも含め、議長国である日本政府からあまりイニシアティブがとられていないように思う。

MOF 中尾：

日本政府は、拡大HIPC イニシアティブを超えたところで何らかの削減をするということについては考えていない。前総理はもともと譲許的な金利で貸付をしているのに、それをさらに帳消しするというのに疑問をもっていた。債務削減をただちに無条件でやるということには日本を含めたG7諸国は

いずれも反対だ。効果的な貧困削減に結び付ける必要がある。日本政府としては、削減した資金が軍事的なものに使われるということがないように注目している。貸した分が戻ってこないということだけでなく、相手の国のためになるかということについても考えている。

債務削減に関して、議長国としてのイニシアティブをとっていないということについてだが、できる範囲の中では積極的に適用していこうという立場である。日本はODA総額で1位であり、債務削減以外のところでいろいろなことをしている。アジアの国がテイクオフしてきたのも日本からの資金によるものが大きい。そのように成功しているところもあるわけで、しかし貸付による支援が最貧困国にうまく適用できるというわけではないということをはっきりしてきた。

井上：

アジア、中南米などアフリカとの差が開いているところに関しては、また別件でご相談したいところがある。アフリカがヨーロッパの植民地であったということよりも、今ある現実、現世界の中での貧困という問題から考えていくことが必要。日本が、事実上最貧国に対してローンを出していないのは良いことである。ただ、以前はローンで出していたわけで、最貧国に対してはもともとグラントであって欲しかった。日本のODAのローンの比率が高かった時点で出したものが、現在の債務になっている。これ以上悪化しないように、早めに債務削減を実行したほうがいいのではないか。

MOF 中尾：

HIPCS イニシアティブをできるだけ早く進めていくことについては大賛成である。少なくとも日本政府が後ろ向きな姿勢ということではなく、現在HIPCS イニシアティブが進んでいないのは、主として貧困削減計画の作成の遅れなど途上国側の問題である。IMFの貸し出しについても、債務削減のための拠出を日本は率先してやっている。HIPCS イニシアティブがすまない現状をどうしたらいいかというレポートをだそうというのも日本のイニシアティブである。日本は、非常に一生懸命やっている。最貧国にとって何がいいかということについて、若干今までの日本の姿勢と違ってきている。これまでは有償資金による経済発展という形の自助努力を重視していたが、そうではない形ということで、ケルンで決めたイニシアティブを積極的にやろうとしている。

井上：

次の議題とも関わるが、貧困削減戦略ペーパーの作成に関して、市民社会が加わっていくということになっているにもかかわらず、ボリビアやウガンダでそれがうまくいっていない。ボリビアの場合は、市民社会の中で意見がまとめられても、必ずしもそれが政府のレポートに反映されなかった。教育や保健に使う費用がきちんと用意されていたにもかかわらず、実際に教育改革がストップしてしまう。世銀、各国だけではなく、第三者によるモニターのメカニズムなどが必要だと思うが、そういうことについてどうお考えか。

また債務削減戦略ペーパーがかえって債務削減を遅らせてしまう結果になりかねないこともあるのでは。MDBの中心的課題が貧困削減であるというならば、これまでのマクロ経済戦略と貧困削減との関係をどのように統合的に考えられるのか。

MOF 中尾 :

市民社会に協力を求めていくのは、最近の開発戦略には一貫して流れている傾向である。報告書やコミュニケーションに、各国のガバナンスや市民社会の役割は大きな流れになっている。モニターのメカニズムとして監視機関になるかということ、フォーマルにならないところが NGO の良いところではないかと思う。個別のケースについてはわからないが、貧困削減戦略ペーパーの作成を急ぐように言っている。条件があまりにも細かく、貧困削減と直接関係ないような項目まで入っているように思われる。細かい注文をつけて、そのために遅れるというのは本末転倒。

成長と貧困削減、どちらが大切かということだが、貧困削減が成長につながるものでなければならない。実際、成長している国では貧困が減っている。成長途上で一回貧困が増加するという理論もあるようだが、全体的に貧困削減のために、教育や保健、インフラ整備を進めるということが成長自体にもつながっているという考え方で、矛盾するものではないと思う。

MOF :

PRSP とは何なのか、どういうふうに行われるのかということについて、4/26 にセミナーを開いた。こういう点で参加に対する努力はしている。参加は世銀も求めている。市民社会に積極的に開発への協力を求めていくという動きである。

PRSP によって HIPC のイニシアティブの implementation が遅れるのではないかということについては、削減をしても、コンディショナリティがないと、ガバナンスのない国がお金を濫用してしまう恐れがある。しっかりオーナーシップをもってやっていただくということで、バランスの問題が生じる。

貧困と経済成長の関係については、経済成長がなければ貧困は削減できないと考えている。教育、健康、女性の地位向上といったことに資金をだすことが、経済成長につながっていくという見方で、貧困削減に取り組んでいる。

井上 :

モニタリングに関して、各国にそういうネットワークがあるので、連携をとりながらやっていこうと思う。それぞれのプログレスレポートを作成する段階で市民社会の意見が反映されるようにしなくてはならない。ボリビアの例のように、今のところ、市民社会の意見が政府のレポートのなかに反映されているとはいえない。国際社会が協働してモニターしていくということが大切である。

松本悟 :

HIPC に対応する、つまり数字上からいけば貧困削減されてもおかしくない国が、更にローンが欲しいからということで債務削減を求めている。日本政府はベトナム、ラオスに対してローン供与を続ける方針。本来は債務削減対象国でありながら、自分たちは削減しなくてもいいという国であるからといって、どんどん借りてくださいという態度を続けるというのはおかしい。

MOF 斎須 :

ラオス、ベトナムに関しては、IDA を受ける時に PRSP を作成し、その国自身がコミットして貧困削減



を進めていくことになっている。

高瀬：

4/1 の朝日新聞の論壇によると、アフリカの状況はほんとうに大変だが、削減された資金について、輸入したという証明があればいい、また輸入はタイトでなくていいということだった。これは貧困を救済するのに役立つものに使うということであればいいのか。例えば浮いたお金は、輸入ではなく、直接教育や保健に使うことができるのか。

MOF 安井：

外貨分と内貨分とに分けられる。日本から債務国へは外貨金で行われ、債務国内では中央銀行に積み立てられて、内貨金に変わる。これは各セクターに使われ、教育などに充てられることも可能。このような形でコミュニティに必要な物に使うことは可能である。

寺嶋：

5月29日の福岡大蔵 NGO 会合で黒田財務官は、債務削減が今度のサミットで議題に「あがるだろう」ということをおっしゃったが、確実な答えをいただけていない。

また、債務帳消しのときに無条件で行うことについて疑問であるということだったが、ジュビリーは無条件とは言っていない。ジュビリーでは、監視機関を設ける、債務国・債権国が対等な場で協議をして決めてほしいということをお求めに来ている。ナイジェリアやアルジェリアといったアフリカ諸国やタイの首脳が債務削減を話し合う場に出席したいと言っているが、日本政府の回答はこれまではっきりしていない。1点目は、以上の点に関しどうお考えなのか、このままはっきりしないままであるのか、ということ。

2点目は、蔵相会議で債務削減が議題にのぼったのかどうか、市民にはわからない。首脳に花をもたせるために公表を伏せるといったことだったが、では7/23に確実に債務削減の実施を加速させるようなメッセージを出していただけるのかということをお伺いしたい。3点目は、この蔵相会議に対して、世界中のジュビリーが怒っているという点である。

4点目は、債務危機が起こっている現状に対して、日本は今回のキャンペーンに押されて債務削減を始めるのではないということであったが、日本への評価は十分なされおらず、債務削減についての国民の合意も得られていないと感じる。説明責任を果たしておらず、正式な声明として国民に説明する必要があるのではないか。

MOF 中尾：

債務削減については、今までご説明したとおり、貧困と開発の問題であり蔵相会議で審議はした。発表については首脳により行われる。

債務削減を無条件でやれと言っているところもあると言っただけで、ジュビリーのことを言っているのではない。HIPC イニシアティブはできるだけ早く進めたいが、相手国の問題であるところが多い。

蔵相会議のレポートでは、債務削減について言及している。どのように HIPCS イニシアティブを迅速化するかについて議論したことは事実なので、沖縄では公表される。

土井：

ジュビリー福岡をはじめとする NGO や、蔵相会合の開催地となった福岡の市民から見た場合、その 4 つの議題のなかで債務帳消しが非常に大きな意味をもつ。というのは、蔵相会議やサミットに対して、たいていの市民は非常に冷めた態度をもっており、無関心が交通規制が迷惑だという程度の認識である。そのなかで、債務帳消しに関しては、もちろんいろいろな議論はあると思うが、4 つの議題の中では唯一市民社会から強い働きかけがあったテーマである。政治的判断があったのだと思うが、レポートが出なかったということに対する失望感が非常に大きかったという点は理解していただきたい。

MOF 玉木：

サミットは首脳会談であり、債務削減は単に蔵相の報告を聞くだけでなく首脳自ら取り上げるテーマである。蔵相レポートの公表については例えばケルンサミットの時でも、フランクフルトの蔵相会議の時点で蔵相レポートは公表されていない。

アフリカの OAS の代表等が G8 首脳クラスと会合を持ちたいという要望に対して外務省は前向きに議論していると承知。

寺嶋：

沖縄では NGO センターができるのに、福岡ではプレスセンターはできたが NGO センターはなかった。沖縄は島であって NGO センターが必要だが、福岡では政府の人と話したいのであれば、それぞれ個別に対応するということがあった。それでも、NGO センターは必要だったと思うが、それについてどうお考えか。

MOF 玉木：

福岡での NGO センターについては事前に外務省の NGO 担当と十分協議した。プレスセンターに NGO が入ることについては外務省がプレスとも協議したが首脳会談においても、答えは NO だった。また沖縄の場合は会場が那覇から離れており、また会場とプレスも離れているため、NGO の便宜のため NGO センターを作るようになった。他方福岡の場合、会場が街中なので NGO が記者会見をする等のための場所として特に NGO センターを作らなかった。こうした状況下、何か必要があれば直接言ってほしいということで、私の電話番号やホテルの部屋番号をお伝えしておいたが、連絡はなかったということだ。

寺嶋：

記者の方に会見の際に、プレスリリースと 2 つのレポートが出されたが、それを記者の方が受け取ったときに、NGO が手に入れることはできなかったのか。

MOF 玉木：

実は過去の例を調べたところ、島サミット（宮崎）のときには担当者が NGO デスクを置いて座ってい

たのだが、アクセスの件数は非常に少なかったということだった。今回は対応のスピードも考え、責任ある人間が直接答えられる方がより適切だろうと考え、私自身の連絡先を NGO 側にお知らせしておいた。また迅速な情報提供のため、大蔵省のウェブサイトにも最短で載せるよう事前に手配しておいた。

井上：

今回玉木さんにそのようなことをしていただいていたことは知らなかったのが残念である。ただ、日本はプレスへのアクセスが悪い。欧米の NGO はプレスカードが取れるので、今回も知人にプレスリリースをもらうことができたが、日本ではプレスカードがとれない。プレスのシステムに問題がある。

MOF 玉木：

日本のメディアも約束事ではがんにがらめになっている。が、このことは率直に言ってわれわれのコントロールの外にある問題である。

MOF 中尾：

一般の方はウェブでアクセスが可能。プレスリリース等は、最後まで詳細を詰めているため、ぎりぎりにならないと完成しない。したがって、実際の発表に比べ、ウェブサイトにも載せることがどうしても遅れることは仕方がない。5 年程前に比べると、これでも改善したと言える。今後、情報公開法もでき、マスコミを通さない形で政府の文書にアクセスできるようになるという点では改善した。

神田：

玉木さんに特にそのようなご助力をしていただいていたということは共有して、今回の措置というのを評価しながら、もっとよりよい形で情報を交換することを考えていけたらと思う。福岡や京都から来ているので、別途、この課題でミーティングを設けてというのは難しく、こういう場で伝えておかなければなかなか伝えられないということがあるので、時間を延長させていただいた。これについては、NGO 側としてフォローしていく課題なので、大蔵省としてもそのことを頭に置いておいていただきたい。

以上

(記録：俵， 倉戸)